

令和3年11月定例会
商工建設常任委員会会議録
令和3年12月7日～8日

場 所 第5委員会室

令和3年12月7日(火曜日)

出席委員(8人)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)

○議案第2号 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

○議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議案第7号 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議案第12号 訴えの提起について

○議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について

○議案第20号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第20号)

○請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

- ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
- ・第11次宮崎県職業能力開発計画(案)について
- ・AGTC2022の開催中止について
- ・「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営業務委託予定者について
- ・宮崎県住生活基本計画の改定について

○閉会中の継続調査について

委員	長	日高陽一
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		濱砂守
委員		二見康之
委員		窪菌辰也
委員		来住一人
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山浩文
商工観光労働部次長	丸山裕太郎
企業立地推進局長	山下弘
観光経済交流局長	横山直樹
商工政策課長	児玉浩明
経営金融支援室長	海野由憲
企業振興課長	串間俊也
食品・メディカル産業推進室長	阿萬慎治
雇用労働政策課長	児玉洋一
企業立地課長	大衛正直
観光推進課長	飯塚実
スポーツランド推進室長	中尾慶一郎
オールみやざき営業課長	吉田秀樹
工業技術センター所長	藤山雅彦
食品開発センター食品開発部長	平川良子
県立産業技術専門校長	有村隆

県土整備部

県土整備部長	西田員敏
--------	------

県土整備部次長 (総括)	中嶋 亮
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	森 英彦
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	原口 耕治
高速道対策局長	廣松 新
部参事兼管理課長	児玉 憲明
用地対策課長	伊豆 雅広
技術企画課長	桑畑 正仁
工事検査課長	斉藤 幸男
道路建設課長	加行 孝
道路保全課長	東 和俊
河川課長	小牧 利一
ダム対策監	松山 英雄
砂防課長	行田 明生
港湾課長	鈴木 宣生
空港・ポート セールス対策監	大浦 浩一郎
都市計画課長	梅下 利幸
美しい宮崎づくり 推進室長	黒木 正行
建築住宅課長	金子 倫和
営繕課長	巢山 昌博
設備室長	日高 誠
高速道対策局次長	伊福 隆徳

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田部 幸信
議事課主任主事	牛ノ濱 晋也

○日高委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおり

りであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

御説明の前に、御承知のとおり、新型コロナ対策はワクチン接種が進んだことによりまして、経済分野も含め、新たな段階へと移っております。

国におきましては、先月12日に新型コロナ対策の全体像が、そして、19日に新たな経済対策が取りまとめられたところでございます。

今後、政府予算が成立した後に、本県におきましても、速やかに経済対策に着手できるよう準備を進めているところでございます。

昨日、観光関連の事業につきまして追加の補正予算案を提出させていただきましたが、今後も、しかるべきタイミングで対策を取ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、委員会資料の御説明をさせていただきますけれども、委員会資料は2種類ございまして、括弧書きで補正予算(第17号)がついている委員会資料とついていないものがござい

ます。17号という括弧書きがついていないほうの委員会資料を御覧いただきたいと思います。

この資料の表紙の下に目次がございます。

まず、議案でございますが、来春の春季キャンプを見据えた観光推進課の予算案について御説明をさせていただきます。

また、その他報告事項としまして、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について、第11次宮崎県職業能力開発計画(案)について、AGTC2022の開催中止について、「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運營業務委託予定者について、御説明をさせていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号、「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)」でございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から補正前の額616億4,960万7,000円に補正額1億1,966万円を増額し、補正後の額が617億6,926万7,000円となります。

2ページに課ごとの予算額を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、別冊の補正第17号と記載がございます委員会資料の1ページを御覧ください。

昨日追加で提案をさせていただきました議案第20号、「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第17号)」でございます。補正前の額617億6,926万7,000円を補正額3,778万円を減額し、補正後の額が617億3,148万7,000円となります。

補正額が減額となっておりますが、内訳を下のほうの表に記載しております。3つの事業の補正となりますが、上から1つ目の宿泊事業者による感染拡大防止対策等支援事業に活用することとしておりました官公庁の補助金につきまして、国からその下の2つ目の県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)の事業にも活用を認めること

が示されましたことから、現在の執行状況等を踏まえまして減額及び増額の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、各課長、各室長から説明をさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

○飯塚観光推進課長 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和3年度11月補正歳出予算説明資料の29ページをお開きください。

一般会計で1億1,966万円の補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、上から2段目のとおり、68億8,003万4,000円となります。

31ページをお開きください。

(事項) スポーツランドみやざき推進事業費の説明欄、新規事業、春季プロスポーツキャンプ受入強化事業1億1,966万円であります。事業の詳細は、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、お手元の常任委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業、春季プロスポーツキャンプ受入強化事業であります。

まず、1の事業の目的、背景ですが、2021年の春季宮崎キャンプにつきましては、無観客で実施されたこともあり、経済効果及びPR効果は大きく落ち込んだところであります。こうしたことから、有観客での実施を見据えた感染症対策を行うとともに、観光客の県内周遊を促進し、平成5年の統計開始以来、過去最低にまで落ち込んだ経済効果の回復を図ることとしております。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は1億1,966万円であります。(5)事業内容につき

ましては、まず、春季キャンプ受入対策としまして、①プロスポーツキャンプ受入れや観客対策等に必要な感染症対策費の一部を、対策を行うキャンプ受入れ市町等に対して支援することとしております。

また、②受入対応職員のPCR検査費として、プロスポーツキャンプ受入れ対応を行う県総合運動公園の指定管理者を含めた関係職員のPCR検査を委託したいと考えております。

また、県内周遊促進対策としまして、③広報プロモーションなど、営業活動に要する経費を旅行業者の規模に応じて補助したいと考えております。

④タクシー及びレンタカーを活用した観光周遊キャンペーンとしまして、タクシー回数券やレンタカー利用料金等の割引原資やPRに要する経費を補助したいと考えております。

3の事業効果であります。春季プロスポーツキャンプ実施の感染症対策経費を受入れ市町や観光協会等に支援することで、有観客に向けた万全な対策が実現し、春季キャンプ等での経済効果の回復を図ってまいります。

あわせて、隣県や九州各県から多くの観光客の来県が見込まれます春のキャンプシーズンに県内周遊を促進することで、落ち込んだ県内経済の早期回復を図ってまいります。

続きまして、追加で提案させていただきました追加補正予算について説明させていただきます。

お手元の令和3年度11月補正歳出予算説明資料(議案第20号)と書かれた資料の9ページをお開きください。

一般会計で3,778万円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、上から2段目のとおり、68

億4,225万4,000円となります。

11ページを御覧ください。

1つ目の(事項)観光交流基盤整備費の説明欄の1、県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン事業6億7,468万円であります。

続きまして、説明欄の2、宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業7億4,868万円の減額であります。

続きまして、次の(事項)国内観光宣伝事業費の説明欄の1、教育旅行誘致・定着促進事業費3,622万円であります。

これらの事業につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、お手元の常任委員会資料(補正第17号分)の3ページをお開きください。

県民県内旅行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、国の地域観光事業支援を活用し、県民や隣県(熊本県、大分県、鹿児島県)在住者等向けの県内宿泊・日帰り旅行の割引支援を行うとともに、県内限定で使用できるクーポンを発行するものであります。

次に、本事業の財源の地域観光事業支援の運用見直しについて御説明いたします。

資料の4ページを御覧ください。

左側の点線青枠の「従来」と書いてあるところにありますとおり、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの財源であります需要創出支援と、今回減額補正をお願いしております宿泊事業者による感染拡大防止策等支援事業の財源であります感染防止対策等への支援に係る補助金は、それぞれ交付限度額が定められ、執行は個別に管理することとされておりました。

しかし、全国的に感染防止対策等への支援分

の予算が大幅に未執行であることから、今回、国は両事業の交付限度額を一本化し、都道府県ごとの実情に応じた配分額の変更を可能とする運用の見直しを行ったところであります。

これらを踏まえまして、今回、右側の青枠の「変更後」にありますとおり、感染拡大防止策等支援事業予算をジモ・ミヤ・タビキャンペーン事業へ用途変更するものであります。

次に、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの流れについて御説明いたします。下の図を御覧ください。

国は11月、経済対策が閣議決定されたこと等を踏まえまして、ワクチン接種歴または陰性の検査結果を確認するワクチン・検査パッケージの活用を前提としまして、地域観光事業支援の対象となっております県民県内旅行の事業対象に隣県を追加するとともに、支援期間を令和4年3月10日まで延長したところであります。

これらを踏まえまして、本県で実施しておりますジモ・ミヤ・タビキャンペーンの支援対象に隣県を追加するとともに、キャンペーン期間を現在の12月末から来年1月末まで1か月間延長することにより、国のG o T o トラベル再開までの切れ目のない事業展開を図ってまいりたいと考えております。さらには、年明け以降に対象範囲を九州に広げることも予定されております。

それでは、3ページにお戻りください。

2の事業概要ですが、補正額は6億7,468万円であり、補正後の額は38億6,998万円となります。

次に、(5)事業内容としまして、①の県民や隣県在住者等の県内宿泊・日帰り旅行の割引の実施や、②の県民や隣県在住者等が県内限定で利用可能なクーポンを発行するもので、現在のキャンペーンと同じ内容となっております。

3の事業効果ですが、これらの事業を実施することにより、幅広い観光関連産業の事業回復につなげてまいります。

続きまして、5ページをお開きください。

教育旅行誘致・定着促進事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、コロナ禍における県内教育旅行の誘致・定着を図るため、貸切りバス借り上げ費用や旅行会社が本県での教育旅行を受注・催行する際の商品企画開発費に対する補助を行うものです。

次に、2の事業の概要ですが、補正額は3,622万円であり、補正後の額は1億1,621万円となります。

予算額につきましては、6月に増額補正をお願いしたところですが、コロナが落ち着いた10月以降、申請件数の急増や申請額が大きくなります県外の人数の多い学校の増加など、想定を超える申請が続いていることから、今回、二度目の増額補正をお願いするものであります。

次に、(5)の事業の内容ですが、①として、県内外の小中学校等が本県で教育旅行を実施する際、貸切りバス借り上げ費用の助成を1台当たり5万円行うものであります。

また、②として、旅行会社が本県での教育旅行を受注・催行する際、商品企画開発費の助成を1泊当たり2,000円行うものであります。

3の事業効果ですが、これらの事業の実施により、教育旅行の誘致・定着を図り、地域経済の回復につなげてまいります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について、質疑はございませんか。

○二見委員 今の追加で出た17号関係でお伺いします。今説明いただいた中で、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンを1月まで期間延長するとい

うことと、隣県まで入れるというのが新しいところかなと思うんですが、前回の委員会のときにもお話ししたように、この11月の期間というのは、全国的にも大分コロナが落ち着いてきて、県外とも行き来ができるような環境ができていたのかなと。

県内においては、ゴルフやスポーツキャンプのシーズンもあって、例年であれば、県外からの誘客が非常にしやすいいわゆる観光シーズンだったわけです。だけれども、今回、このジモ・ミヤ・タビキャンペーンがあった中で、県内の需要が非常に多くて、県外からの誘客がなかなか厳しかったという声も航空関連の人からはあったわけです。時期的には、航空会社はかなり厳しい状況にあったので、この時期に少しでも利用客を伸ばしたかったという思いがあるんだけれども、宿泊施設が空いていないということもあってなかなか誘客できなかったという声もあったわけです。

そういうのもあったんですけども、何が言いたいかといったら、県内の観光シーズンがどういう状況にあるのかということと、どういうふうに誘客していくべきなのかということ。その中で、今回、隣県が入ってきたというところで、県内の経済を回していくことも非常に大事だと思うんですけども、需要を生かすというのも大事だけれども、県外も生かすというのも非常に大事だと。そういった中で、今回、隣県が入ってくるというのは理解します。

本県の場合は、じゃらんとか楽天を使った利用だと思うんですが、鹿児島県はLINEを使ったやり方が多いとかいう話もあったわけです。たしか向こうはそういうのを使って観光事業とかをしているんだと思うんです。ここら辺は、宮崎県としての利用媒体は楽天、じゃらんでい

くわけなんだけれども、県民と県外・隣県に対するところできちんと周知・集客ができるのかというところに対する対策は何か考えていらっしゃるんですか。

○飯塚観光推進課長 まず、現在行っている県民県内旅行（ジモ・ミヤ・タビ）キャンペーンについてですが、本県においては、リアル店舗で買う場合、宿泊施設で買う場合、あとはネット——OTAで買う場合の3種類を設けております。これは1つしか手法がない県もありまして、業界の方からは入手方法が多いということ非常に評判をいただいております。

今おっしゃられた県単で行っています隣県割につきましては、ネットでしか取扱いをしております。今回、本来のジモ・ミヤ・タビキャンペーンに隣県が加わることとなりますので、今までどおり、隣県につきましても3種類の入手方法は取らせていただきたいと思いますと思っております。

もう一つが、おっしゃるとおり、稼働指数がすごくよくて、実は9月から10月の伸び率は全国1位だったんですけども、11月の稼働指数も81.6ポイントで全国1位になりました。ゴルフトーナメントの影響もあったのかなとは思いますが。

今回、制度設計をしたときに、県によっては緊急事態宣言とかまん延防止等重点措置で始められなかったところのお金がだぶついていて、それで国は3月10日まで延ばしたんですが、うちの県は平日誘導も効いていて、予算があまり残っておりませんので、1月までの制度設計にしました。2月からはスポーツキャンプが来ますので、それについては県外の方も多く使っていただけるように、GoToも県民は使えるんですが、県民割は1月までで終わらせたいと考

えております。

○二見委員 だから、県外の人たちがじゃんとか楽天を使ったりとか、そこら辺の理解ができてきているとか、周知が図られているのかなというのがちょっと気になったところです。旅行代理店とかに対しては、こちらからこういうのがありますということはきちんと説明できるんでしょうけれども、最近の旅行形態は大体ネットが多いと聞いていたものだから、そこら辺に対するフォローをしっかりとこの事業をやってほしいなと考えているんですが。

○飯塚観光推進課長 しっかり周知を図って、県民に分かりやすく伝えたいと……

○二見委員 県外ですよ。

○飯塚観光推進課長 はい。分かりました。

○窪菌委員 春季プロスポーツキャンプ受入強化事業ですけども、これは県をまたいでということで、今のところは3県ですけども、PRの方法はどういうふうにされているのか。それと、有観客での実施を見据えたということですが、これは制限はなくて、希望される方は誰でも観戦できるということですか。

○飯塚観光推進課長 実際は、ワクチンパッケージを使ったら緩和されるとかそういうのはございます。秋のソフトバンクとヤクルトの二軍のキャンプにつきましては、基本的には2分の1ぐらいに制限をして有観客で行いました。今回のキャンプでどの程度入れるかというのは、球団と受入れ市町村と我々も話をしながら、これなら安全にできるという人数でやっていくことになるかと考えております。

○窪菌委員 では、有観客でやるということについては、まだ今から球団の方々との話合いになるということなんですか。

○中尾スポーツランド推進室長 具体的には各

球団と詰めていきますけれども、現在の感染状況等を踏まえて、一応、有観客で実施するというところで話をしているところでございます。

先ほど課長からも説明がございましたが、今、緩和措置が取られていますので、感染防止安全計画を策定する、それから大声なしという規定があれば、人数の上限は設けないという規定になっているところでございます。

○飯塚観光推進課長 さっき言われたPRについてですけども、球団と連携しましてホームページ等、いろんな面でせっかく入れるからには安全対策の呼びかけもセットでPRしていきたいと思っておりますし、③に旅行者活動支援金というのがございます。旅行者も活動を一生懸命できるような経費も見ておりますので、そういった旅行者へのPRにも努めてまいります。

○窪菌委員 もう一点。3県以外の例えば福岡県はソフトバンクもあり、観客が非常に多かったような気がするんです。福岡県と佐賀県辺り、大分県も含めてですけども、これはもう全く関係ないということになるんですか。

○飯塚観光推進課長 この春季プロスポーツキャンプ受入強化事業は、有観客でキャンプが受け入れられるような経費を見ております。今おっしゃいましたのは、補正第17号のジモ・ミヤ・タビキャンペーン事業でございまして、当面は熊本県、大分県、鹿児島県を割引対象とするとなっておりますが、1月以降、年明けには九州全体が対象となる予定と国は言っておりますので、九州内は全部同じキャンペーンが適用されることになるのかなと見込んでおります。

○窪菌委員 1月まではジモ・ミヤ・タビキャンペーンで、それ以降は九州各県に広げていくという意味なんですか。

○飯塚観光推進課長 現在は県民が12月末まで

という制度設計なんです、準備ができ次第、今月中のなるべく早いうちにしたいんですが、隣県の3県が加わるのと、期間が1月末まで延長されるという点が今回の変更点でございます。

○窪菌委員 九州に広げるといのはどういう意味ですか。

○飯塚観光推進課長 その後は各都道府県のブロック単位まで広げてよいと国が言っておりましたが、その時期は年明けをめどにと言っておりますが、隣県から九州に割引対象者が広がる見込みであるということでございます。

○窪菌委員 1月はジモ・ミヤ・タビキャンペーンと九州各県に広がり、かぶるわけですか。

○飯塚観光推進課長 対象が今は県民だけに適用されているのが、準備ができ次第、隣県3県を加えてよしと国が言っておりますので、それはもう確実にあります。その後、年明けぐらいに、国からブロックを九州に広げていいというのが出ましたら、九州在住の方がキャンペーン対象者になっていくという流れになるということでございます。

○窪菌委員 では、1月以降はもう全部ということでもいいんですか。

○飯塚観光推進課長 4ページを御覧ください。一番下です。新たなG o T oと書いてあります。国は、専門家の意見を踏まえて、年末年始の感染状況を確認した上で、これは国の事業になりますけれども、新たなG o T oトラベルが始まります。実施時期は、国土交通大臣が協議して決定となりますので、これが1月末なのか、2月頭なのか、その時期はまだ不透明ですけれども、1月を過ぎれば国のG o T o事業に切り替わっていくといえますか、そういう流れになっていくところでございます。

○有岡委員 今のプロスポーツキャンプの関係

でお尋ねしたいと思いますが、コロナ感染というのは、第5波の最初のスタートは県外からの流入によって広がったと記憶しているんです。そういった意味では、感染症対策というのは徹底してやらなきゃいけないと思っておりますが、今回の必要な感染症対策費の一部ということですが、どの程度の感染対策をイメージしていらっしゃるのか、もし内容が分かればお尋ねしたいと思っております。

○中尾スポーツランド推進室長 今回、事業で計上しております感染症対策でございますけれども、具体的などころで申し上げますと、例えば、感染症対策の看板をグラウンド前に設置したりであったりとか、ゲートのところで感染症対策の消毒といったものの消耗品を設置したり、また、サーモグラフィーを設置するとか、もしくはアルバイト等の人件費、そういったものの措置をすることで感染症対策をするということで考えております。

○有岡委員 徹底してやっていく中で、今回、プロスポーツということになっておりますが、アマチュアの合宿とか大学生とか、いろんな形でキャンプ地として宮崎県には2月以降に入ってくるわけですから、今回のプロ野球で徹底してやったものがほかの分野や、ほかの合宿なんかでも対応できる、そういったものを市町村まで含めて広げて対応策を考えないといけないのかなど。これで終わるんじゃないかと、もっと広げていくような仕掛けを福祉保健部あたりと連携していただくといいと思うんですが、いかがでしょうか。

○中尾スポーツランド推進室長 キャンプ等の来場者がある場合については、その都度、福祉保健部とも状況等を確認した上で措置を取っております。先ほど申し上げたとおり、今回、有

観客ということになれば、球団側についても感染防止安全計画を策定するというのが条件になりますので、そこで細かいところをチェックしていくということになりますので、またそういったノウハウ等もアマチュア等の合宿等の受入れについても共有していきたいと考えております。

○有岡委員 要望ですが、県の職員も指定管理をされるスタッフの皆さん方も対策をすることですから、ぜひ市町村の職員の方にもそういったことを伝えていただいて、対策のノウハウを広げていただくことをお願いして終わります。

○二見委員 参考に教えてほしいんですけども、春季キャンプ受入れはコロナに対する守りみたいなのところがあって、後半の周遊促進対策はどっちかというところと経済を回していく攻めの部分なのかなと感じるんですが、旅行業者のPR費とか、そういったものに対する助成というのは分かりました。

私たちが日頃、タクシーとかレンタカーの事業者の方々はかなり厳しい状況に置かれているという声を直に聞くわけです。これに対するキャンペーンのいわゆる実効性というか、どれくらいの経済規模のものを考えているのでしょうか。

○飯塚観光推進課長 今回お願いしております追加の補正予算につきましては、タクシー回数券は1,500円の回数券を1万5,000冊、レンタカーにつきましては5,000円補助を4,000台分としております。今年度、タクシー回数券とレンタカー助成については1回やっておりますけれども、おっしゃるとおりさらに厳しいというお声も聞きますので、タクシー・レンタカーを活用した周遊策の喚起策というのを盛り込んだところでございます。

○二見委員 タクシー回数券が1,500円の1

万5,000冊というのは、県は1,500円の1万5,000冊分を全部助成するということですか。それとも、その中の一部を助成するのでしょうか。

○飯塚観光推進課長 3,000円の回数券を1,500円でということなので、一部負担でございます。

○二見委員 それはレンタカーもですか。

○飯塚観光推進課長 レンタカーにつきましては、例えば1万円なのか2万円なのかかかる場合がありますけれども、そのうち、上限5,000円を補助する形を取っております。

○二見委員 ちなみに、このタクシー券というのはどのタクシー会社でも個人でも使えるんですか。

○飯塚観光推進課長 各タクシー会社及びホテル等に設置して、そこで買えるという形を取っております。

○二見委員 漏れはないということですか。

○飯塚観光推進課長 そうです。タクシー協会に配布して分配計画をつくっていただいて、漏れなく渡していただくという形になります。

○二見委員 確認ですけれども、その協会に入っていないタクシー事業者というのはいないわけですか。要するに、いろんな業界でも加入する、加入しないというのは基本的に任意の部分があると思うんです。弁護士みたいに必ず入らないといけないとかいうのもありますけれども、そこら辺は大丈夫なのかなと思って。どのタクシーでも使えるという状態であるわけですね。

○飯塚観光推進課長 しばらくお待ちください。

○日高委員長 調べている間に、何か関連の質問はよろしいですか。

○二見委員 これに関連してもう一つ確認ですけれども、これを利用した観光周遊キャンペーンということで書いてあるわけなんだけれども、今のタクシー乗車券の販売方法になってくると、

これは観光周遊に限らずという感じもするんです。レンタカーの利用とかになるとまたちょっと別なのかなという気もするけれども、そこら辺は何か関連づけがこのタクシー券にはあるんですか。

○飯塚観光推進課長 例えば、オリックスとソフトバンクを見ていただくのに周遊バスもありますけれども、タクシー券を購入していただいでお手軽に周遊していただくとか、あとはレンタカーで広島カーブに行ったり、そういったイメージでこの事業を組み立てております。

ただ、一般のサラリーマンの方がそういう制度を知って、タクシー券を購入して日常に使われている場合も、その制限はつくっておりませんので、そういった感じになります。が、時期的にはキャンプの時期に合わせた打ち出しをしたいと考えております。

○日高委員長 では、タクシー協会に関してはまた後ほど。

○飯塚観光推進課長 今すぐに分からない状況でございますので、また調べまして報告させていただくということによろしいでしょうか。

○二見委員 はい、分かりました。

○日高委員長 関連でございますでしょうか。そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○海野経営金融支援室長 経営金融支援室から宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について御報告いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

1の利用状況等についてであります。旅客、

貨物ともに新型コロナ第5波の影響を受けており、特に旅客につきましては、表の中ほど、旅客の輸送実績の一番右に記載しておりますとおり、総旅客数がコロナ前の令和元年度と比べ34%と、コロナ前の水準を大きく下回っている状況です。貨物についても、新型コロナの影響により経済が停滞したことで、外食需要が大きい牛肉や酒類をはじめ、貨物の全体量が減少しており、トラック輸送台数が令和元年度と比べ約90%となっているところです。

また、同じく表の中ほど、うち燃料費の欄にありますとおり、燃料費が前年度比で143%となっており、世界的な原油高騰が経営に大きな影響を与えている状況です。その結果、令和3年度上期の決算におきましては、表の一番下の欄に記載しておりますとおり、経常利益が約3億5,000万円の赤字となったところであります。

2の需要回復のための主な取組につきましては、まず、(1)の旅客対策として、①の「みやざき、のってん！プロジェクト」を展開しております。この中では、徹底した感染防止対策に加え、PCR検査をセットにした旅行商品の造成など、安心安全の船旅を楽しんでもらえる取組を行っております。

また、コロナの感染が沈静化した10月からは、順次「現船ありがとう！キャンペーン」と銘打って、乗用車運賃半額キャンペーンのほか、県民限定で運賃の半額割引、また、朝夕の食事つきで往復1万円弱と大変お得な特別割引プランをスタートするなど、さらなる旅客需要の取込みを図っているところです。

直近の動向としましては、緊急事態宣言の明けた10月以降、少しずつではありますが、着実に旅客が回復してきており、「みやざき、のってん！プロジェクト」の旅客対策とも相まって、11

月の輸送実績は7,357人となっております。

さらに、新船1隻目「フェリーたかちほ」は来年4月15日の就航、2隻目の「フェリーろっこう」は来年10月の就航を予定しておりますが、②のとおり、これら新船就航に向けた機運の醸成を図るため、オリジナルイラストやオリジナルの音楽を制作し、テレビやSNSなど、各種媒体でプロモーションを順次展開し、神戸三宮や大阪梅田、また、県内では集客の多いイオンモールなど、県内外で効果的にPRイベントを実施することとしております。

次に、(2)の貨物対策として、季節や曜日に応じた柔軟な運賃を設定するほか、荷主へのトップセールスなど、営業活動を強化しております。

また、新規貨物を獲得するため、上り荷の農産物と県外荷主の下り荷とのマッチングを図っているほか、SNSを活用してトラックドライバーに直接情報を発信するなど、新たな取組で貨物の確保を図っております。

県としましては、コロナ禍からの回復のためには、貨物需要の回復はもとより、旅客需要の回復が最重要課題であると考えております。特に来年の新船就航は、これからの需要を取り戻すチャンスでありますので、宮崎市や神戸市など、関係機関ともしっかり連携し、経営回復に向けて支援してまいります。

○兒玉雇用労働政策課長 雇用労働政策課でございます。常任委員会資料の5ページをお開きください。

第11次宮崎県職業能力開発計画案についてであります。

本日はお手元に別冊で計画案をお配りしておりますが、今回は主に委員会資料にて計画案の概要等につきまして御説明させていただきます。

参考でお示ししております1の計画の位置付

けから3の策定にあたっての基本的な考え方でにつきましては、9月の常任委員会にてお示ししたとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

4、これまでの作成経過であります。9月定例会の本常任委員会におきまして、計画の骨子案について御説明いたしましたが、その後、一番最後の行に記載のとおり、10月28日に審議会を開催するとともに、資料に記載はございませんが、関係機関からの御意見も踏まえまして、計画案の作成作業を行ったところでございます。

次に、5、今後のスケジュール(予定)につきましては、本日の御審議やパブリックコメントで寄せられる県民の皆様の御意見を踏まえまして、審議会最終案の検討を行い、次回定例会の本常任委員会で最終案についての御報告を行った上で、来年3月に計画決定・公表を行ってまいりたいと考えております。

右側の6ページを御覧ください。

計画案の構成に基づき、第1部から第4部までの概要をまとめた資料でございます。

第1部、総説では、計画のねらいや根拠、位置付け、計画期間等を記載しております。

第2部、職業能力開発をめぐる経済社会の現状では、人口推計やデジタル化の進展、労働需給の動向等に関するデータを掲載し、本県の職業能力開発における現状を踏まえた課題を抽出しております。

第3部、基本的施策では、第2部で抽出した課題を踏まえ、5つの基本的施策を設定し、それらを実現するための具体策として、第4部、具体的施策の展開を設定しております。

特に人口減少やデジタル化の進展など、県総合計画の策定におきましても注目されると思われる現状・課題を踏まえ、本計画におきまして

も、基本的施策の1として、デジタル変革の進展など急速な産業構造や社会環境の変化に柔軟に対応し、さらなる生産性の向上に資する職業能力開発及びキャリア形成の推進を掲げ、ITの知識・技術等の習得や建設、医療・介護など、人材不足が懸念される分野への労働移動に対する職業能力開発の推進に取り組むこととしております。

また、基本的施策の2として、人口減少・生産年齢人口減少を踏まえた全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進を掲げ、教育現場におけるキャリア教育や若年者、女性、高齢者、障がい者など、多様な人材に対する職業能力開発、職業氷河期世代など、特別な支援を要する方々に対する就労支援などに取り組むこととしております。

なお、第3部、第4部につきましては、9月の常任委員会でも骨子案として御提示したところですが、デジタルトランスフォーメーションやICTリテラシーといった県民にとって分かりづらい表現等につきましては見直しを行い、また、計画案全体の構成や表現につきましても、できるだけ県民の皆様にご覧いただきやすい内容となるよう、別冊を御覧いただくと、3ページから16ページまででございますが、こちらの第2部の職業能力開発をめぐる経済社会の現状につきましては、我が国や本県の置かれている状況を図表等でお示しするとともに、19ページから25ページの第4部の具体的施策の展開につきましては、現状、課題、施策展開の方向性をお示した上で、今後取り組んでいく具体的施策を極力端的に表現するよう工夫するなどし、計画案の作成作業を進めてきたところであります。

雇用・労働をめぐる情勢は、デジタル技術の進展、働き方や雇用慣行の変化、新型コロナウ

イルス感染症拡大の影響など、大きな変革期を迎えておりました、本計画期間の5年間の中でも、経済・雇用情勢の変動等に伴い、新たな施策が必要となる場合には、本計画の趣旨を踏まえつつ、適宜適切に対応してまいります。

○飯塚観光推進課長 常任委員会資料の7ページをお開きください。

AGTC2022の開催中止につきまして御報告いたします。

まず、1の経緯であります。令和4年3月に本県で開催を予定しておりましたアジアゴルフツーリズムコンベンション「AGTC2022」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国外からの入国制限の状況が不透明であることなどから、主催者IAGTOより開催中止の打診があったことから、宮崎市、宮崎県ゴルフ場経営者協議会など、関係者と協議の上、承諾いたしました。

2の今後の進め方ですが、主催者は令和5年の春に本県でAGTCを開催したい意向であり、本県としましても開催を目指したいと考えており、今後、関係者との調整を行っていくこととしております。

○吉田オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課でございます。私からは、「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営業務委託予定者につきまして御報告いたします。

お手元の常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

新宿みやざき館KONNE 2階飲食店舗につきましては、現在の業務委託期間が今年度末で終期を迎えますことから、令和4年度以降の委託者について公募を実施したところでございます。

応募のありました2社につきまして、県職員

2名、県物産貿易振興センター職員1名、外部有識者2名の計5名の審査員で構成します審査委員会において審査を行いまして、その審査結果を踏まえ、県において今後契約交渉相手となる業務委託予定者を決定したところでございます。

1の店舗の設置目的についてであります、アンテナレストランにおきましては、宮崎ならではの食材やメニューを提供することで、宮崎の食の魅力を直接実感していただき、食材・加工品の認知度・好感度の向上や、販売・消費及び販路の拡大につなげることを目的としております。

2の店舗概要であります、場所は新宿みやざき館KONNE 2階、面積は99平方メートル、現在の客席は36席であります。

3の委託予定期間であります、令和4年4月1日から5年間を予定しております。

4の公募の状況であります、今年の10月1日から11月12日までの募集期間において、県内1社、県外1社の計2社から応募があったところであります。

その結果、今後の契約交渉相手方となる業務委託予定者につきましては、5にありますとおり、現在の運營業務委託先であります株式会社エー・ピーホールディングスとしております。

6の主な決定理由についてであります、同社からカフェタイムの導入や本県食材を幅広くPR可能なメニューの提案があったこと、酒類を伴わなくても宮崎の食を楽しめるメニューの提案があったこと、発信力の高い30代前後の女性を意識したメニュー、例えば宮崎ワンプレートランチなどの提案があったこと、新宿KONNE 1階物販店舗や県、市町村と連携したフェア開催等の具体的な提案があったこと、アンケ

ートにより集約した来店者の声を生産者へフィードバックする仕組みの提案があったこと、最後に、コンプライアンスの徹底について具体的な提案があったことが挙げられます。

今後のスケジュールにつきましては、7のとおり、今年度中に提案の内容等について、提案内容の実現性など、必要な協議を行い、合意に至った場合は契約の手続を行うこととしております。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。まずは、経営金融支援室について何かありませんでしょうか。

○坂口委員 カーフェリーは特に新船造船のときの委員会とか本会議の協議の中で、燃油高の幅の想定はどう見ているんだという質問があったと思うんです。かなりの幅を見ているということでしたが、燃油価格は、あのときの想定幅をはるかに超す実績になってしまったんですか。

○海野経営金融支援室長 燃油価格につきましては、令和元年度に見込んでいた計画値というのがあるんですけども、今の計画値としては、ハイサルファ——高硫黄の燃油で、今年度の10リットル当たりの単価を5万6,000円と見込んでいたんですけども、今現在はそれよりも高くなってはおります。ただ、全体として、今年の初めからの推移については、その見込みの中にほぼ収まっているという感覚でございます。

○坂口委員 あのときに慎重に協議された中に、燃油幅を想定しているのかというのが一つあって、それはほぼ想定内に入っていたということで、あと、これではきついんじゃないかということで、金利は2%程度というのでかなり議論されました。

これは総合政策部になるのかも分かんけれども、こういう状況に陥ったら、いま一度、こころも念頭に置いて、さらに金融団の協力とか理解をしていただきながらもそこらをやって、新船が目の前に来ていますから、県民も含めてしっかり全てが協力し合いながら、宮崎県民のみんなの財産的な、県民の船みたいなことでさらにしっかり見通せるような経営をしていかんと、かなり厳しいところに来ているかなという気がするものですから、お願いしておきます。

○海野経営金融支援室長 金利負担も非常に大きな部分になりますので、総合交通課とともにカーフェリー会社ともいろいろ随時お話ししているんですけども、金利負担の軽減についても今後も継続的に検討、交渉をするようお願いしているところでございます。

○日高委員長 経営金融支援室の関連でありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 続いて、雇用労働政策課について何かございますでしょうか。

○窪菌委員 6ページの職業能力開発計画に関連する学校があると思うのですが、これはどこにあるんですか。定数や男女比はどうなっているんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 県が運営している学校といたしましては、産業技術専門校及び高鍋校がございまして、また、民間のほうで職業訓練を行う施設を運営しているところでございます。それとまた、国の独立行政法人になるんですが、ポリテクセンターでも訓練を行っているところでございます。

全体の訓練の定数というのは、国が毎年決める仕組みになっておりまして、1年間、県はこれぐらいの人数でやりなさいよというようなこ

とを決めてまいりまして、その中で訓練を行っている状況にございます。女性を対象にした訓練というのもありますけれども、明確な男女区分というような形でやっているわけではございません。

○窪菌委員 私は初めてで内容が分かりにくいんですけども、その訓練内容は、こういったカリキュラムになっているのか。

○有村県立産業技術専門校長 県立の産業技術専門校のことについて御説明をさせていただきますが、訓練の科目は4科目ございまして、木造建築、要は大工等の技術を身につけるところ、それから構造物鉄工科、これは鉄工業、溶接等の技術です。それから電気設備科、それと建築設備科——主に配管等の技術・技能を身につける科となっております。それぞれ定員が20名でございまして、2か年の訓練期間でございまして、1学年4科20名の80名で、2学年で総定員は160名という状況でございまして。

ちなみに、女性の話が冒頭にございましたので付け加えますと、特に男女の定員というような枠はございまして、実態といたしましては、その年によって増減しますけれども、今ですと女性は1、2年生を合わせて6名程度、大体それぐらいの女性が入校している状況でございまして。

○窪菌委員 この訓練校の卒業生の状況はどうなんでしょうか。

○有村県立産業技術専門校長 卒業生、修了生でございまして、基本的には皆さん、ほとんど就職をなさいます。進学等を目指される方がまれにおりますけれども、基本的には就職を希望された方はほぼ100%就職しております。

先ほど申し上げました4つの科がございまして、業界としましては、例えば木造ですと工

務店のようなどころですとか、鉄工所みたいなところですか、電気設備の会社といったところになります。

○有岡委員 6ページを拝見すると、全員参加型の社会実現に向けた職業能力開発の推進ということで、今後、全員参加型というのは確かに理想であるので、幅広い分野で支援が大変だと思うんですが、その中で、計画案の22ページにあります障がい者の話をよくさせていただいていますが、障がい者の委託訓練の実施という表現があるんですが、この中身を分かれば教えていただきたいと思います。

○兒玉雇用労働政策課長 障がい者の委託訓練につきましては、障がい福祉課が実施をしておりますので、私のほうで詳細はつかんでおりません。ただ、県立の産業技術専門校高鍋校におきましては、知的障がい者の訓練を1年間やっております。就職に向けた訓練を行っているところでございます。

○有岡委員 下のほうに関係機関との連携強化という表現がございますが、そういった意味ではどういうことをやっているのか、その中身もお互い連携して、現場にいる子供さんなり障がい者の皆さんがどういうことをやっているかというところまで入って、中身を熟知していく必要があると思うんです。担当課がそれぞれありますけれども、ぜひ、そこまで入っていったアドバイスいただくと、よその県の事例では、こういう子供さんたちが入って訓練をして職場に復帰しているとか、頑張っているという事例もありますので、雇用というところまで入っていくためにも、ぜひそういう訓練はこういうことをやっているかというのを把握してあげるといいなと思っています。よろしくお願いします。

○兒玉雇用労働政策課長 委員が言われるよう

に、労働局でありますとか、独立行政法人でありますとか、あとは関係各課、市町村等がありますので、そういったところと情報共有を今後深めてまいりたいと考えております。

○日高委員長 雇用労働政策課はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 続いて、観光推進課について、何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 続いて、オールみやざき営業課について、何か質疑はございませんか。

○来住委員 新宿みやざき館KONNEの今後のスケジュールというところで、今年度中に提案の内容等について業務委託予定者と必要な協議を行い、合意に至った場合は契約の手続を行うとなっているんですけれども、これは協議が成り立たないということが起こるんですか。つまり、それが結局、合意に至らなかった場合はどうなっていますから、合意に至らなくてこれができなくなるという可能性も全くないわけでもないという理解していいんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 今回行いましたのはコンペでございまして、優先交渉権者を決めたということになります。議員が御指摘のとおり、これから契約内容について詰めてまいりますので、可能性としてはなくはないということで御理解いただきたいと思います。

○来住委員 もし合意に至らなかった場合はどうなるのでしょうか。

○吉田オールみやざき営業課長 合意に至らなかった場合は、再度企画コンペを行うというような手続になると思います。

○来住委員 そうすると、現在の契約は3月31日まででしょうから、かなり急がないと間に合

わないということが起こることになるんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 御指摘のとおり、早急に契約を詰めてまいる必要があると考えております。

○坂口委員 同じKONNE関連ですけれども、決定理由の一番下にコンプライアンスの徹底というのがあります。これを中心に尋ねたいんですけども、エー・ピーカンパニーは例の消費者庁の問題を起こして、県としても非常に迷惑を受けた、大騒ぎした会社です。その後、最終的に消費者庁の処分がどうなったのかという報告も説明も聞いていないんです。だから、そこが今回チャンピオンになったというところにまだすんなり納得できない点があるんですけれども、ここらについて、コンプライアンスというのはどういうことを問うたのかということ、なぜ問うたということ、この会社が一体どんな会社なのかということはどうなっているんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 コンプライアンスを問いましたのは、委員が御指摘のとおり、消費者庁から課徴金を課せられるという事案がございまして、そのような点からコンプライアンスを重視する必要があるという判断をしまして、審査項目に入れさせていただきました。

最初の、最終的な報告がなされていないという御指摘につきましては、調べましたところ、確かに当時の商工観光労働部長が冒頭の中で少し触れたのみでございまして、きちんとした説明はなされていないと思います。これは大変申し訳ないと思っております。

○坂口委員 具体的に最終決着はどう見たんですか。まず、消費者庁からどういう処分が出たのかということと、その深刻さというか、重大さというのはどういうことだったのか。

○吉田オールみやざき営業課長 最終的には、

平成31年3月1日に課徴金981万円の納付命令が課されております。この件につきましては、県の信用に大変重大な影響があったと考えております。また、県民の皆様、ブランドイメージを大事にしていた方々には大変御迷惑をおかけしたと考えております。

○坂口委員 大変深刻なと言うけれども、981万円の課徴金があったというのは、そのときの取扱いとか商い料からなんですけれども、課徴金が最終的にかけられたということは、この食品に係る産地偽装が一番重いんです。これ以上の処分というのはいないんです。だから、最も重い処分を受けたところということで、そこが参加してくるよということでコンプライアンスをしっかりと確認しようと、今度は徹底できるかということからの審査項目だと思います。

先ほど、5人の審査員が審査したということだったんですが、当然、持ち点がそれぞれあると思うんですけれども、加点する点数とこういったコンプライアンスのような減点する——これは多分減点だろうと思うんですけれども、配分はどのようになっているんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 配点につきましては、審査員1人につき、133点の持ち点がございました。コンプライアンスにつきましては、133点中の7点を配分いたしました。そちらについて点数をつけていただくという方式を取らせていただいたところでございます。

○坂口委員 133点の中の7点といったとき、ある程度常識的な点数の中で、133点の中の7割ぐらい——100点近い点数がそれなりの業者かなという点数だったとします。その中からこの7点がもう最悪という点数でしようけれども、この会社は7点で最悪の減点がなされたと仮定しても、逆転の可能性ってなかなか厳しいと思うん

です。だけれども、さっき言った極めて深刻ということで、逆転の可能性が極めて厳しいぐらいの減点でやられたことが果たしてこれから反省すべき点がないかどうかということと、この5名の審査員がことごとく7点、7点、7点の減点をやられたかどうかということところです。

最も深刻な処分を受けましたよと、悪質という判断をなされた企業ですよという説明をやって審査に入れば7点引いたかも分からないけれども、981万円の課徴金でしたと言ったら、罰金を課されたぐらいかということで、実刑判決じゃなかったのかという感覚で審査に入ると1点、2点しか減点しない可能性もあると思うんです。そういったところで、減点の合計がいくらになっていますか。

○吉田オールみやざき営業課長 7点掛ける5名の審査員の35点中、得点が23点でございました。

○坂口委員 23点のマイナスですか。

○吉田オールみやざき営業課長 いえ、23点の点数でございます。減点方式ではございません。

○坂口委員 コンプライアンスを徹底できるときに、満点の7点あげるということですね。

○吉田オールみやざき営業課長 はい。

○坂口委員 ということは、35点中23点ということは、百点満点中の70点ぐらいは取っているということですよ。これは審査員がそれなりの審査をされたんでしょうけれども、細かく聞けばばらつきはなかったのかいろいろあるけれども、それはもう終わったこととしておいておきます。

最近、例の産地偽装をやった後に、県に対してまた問題があったよという報告、連絡とか情報提供があっていたと思うんです。これについてはどんなことを確認されているんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 今、議員が御指摘の点につきましては、経緯を申し上げますと、8月3日にダイヤモンド・チェーンストアオンラインというオンライン記事の中で、塚田農場の記事が掲載されたものでございます。

県との関連を申し上げますと、掲載は8月3日ですけれども、8月23日に一般の方から県に対しまして電話で情報提供がございました。

その内容は、タイ産のブロイラーを使用しているのに、銘柄鶏とうたって使用しているのではないかと。このような表現は誤解を招くのではないかと指摘でございました。我々としても大変重要なことだと思いましたので、まず、県からエー・ピーカンパニー社に事実確認を行いました。

内容としましては、タイ産ブロイラーを銘柄鶏とうたって使用しているのでしょうかというような問いをしたところ、エー・ピーカンパニー社からは、銘柄鶏というのは門川町産の夢創鶏という銘柄鶏でありますということで、納品書とブランド認証の書類が添付されて送付されてまいりました。

その後、県としましても調査を行いまして、夢創鶏という銘柄鶏を生産している企業が門川町の企業でございまして、門川町のブランド推進会議という会議で認証されているものであることに加えて、県においても成長期待企業として認定しているということが確認できましたので、県としましては、銘柄鶏はタイ産ブロイラーではないというところで確認をさせていただきました。

○坂口委員 分かりにくかったんですけども、このコーナーの枠内は銘柄鶏ですよではなくて、銘柄鶏ということはどこかでうたって、そして、確かに銘柄鶏というものは扱っているけれども、

タイ産も扱っていますよということではないかなと思うんです。

だから、こここのところは言い逃れはできても、すごく微妙だと思うんです。言い逃れと言うと相手に失礼かも分からないけれども、頭を使えばクリアできる部分かなと。でも、確実に情報提供者は、これは銘柄鶏じゃなくてタイ産のブロイラーじゃないかということで勘違いしたわけです。

だから、さっき言ったように一番重い罪——課徴金を課せられたんです。そこがまだあまり舌が乾かぬうちにそういう行為をやったということは、僕としては県がアンテナショップとして看板を上げさせるにはもうちょっと信用調査が要るんじゃないか、そして、コンプライアンスを徹底してくれる担保が要るんじゃないかという気がするんです。

前の問題の後に、その橘通りの塚田牧場の焼き鳥屋に行ったけれども、従業員は給料まで下げられたけれども、もう一回出直すんだ、信用を回復するんだということで一生懸命やっていて、みんな本当にいい子たちばかりです。挨拶もぱっと来るし、対応もいいし。

そんなにして会社は一生懸命頑張ろうとしているんだけど、なぜそんなところでこういうことが起こったのかというのは、僕は経営陣の責任感が現場ほどないんじゃないかなと、一つ疑問があるんです。会社経営の決定権を持っているのは経営陣——役員の人たちです。だから、そこらが本当に信頼できるかどうかを今回の場合は特に、これからの交渉の中で県は確認しなければいけない。今はまだ契約していない、契約しないこともあるというんだったら、そこを念頭に置いておいてこれを徹底しないと県民に対しての責任が果たせないことになる。今後、

また万が一、5年間の中でそういうことがあったとしたら、これはもう致命的です。

こういうことに慣れているのは公共三部です。何らかの問題があったら、契約の相手方としてもうお前は競争にも参加するな、2年間は来るなというところから、3か月間は駄目だぞとか、今回はこういうことをしっかり入れ直せとか、また、それに応えるために、業者は社長が全部責任を持って代わります。そして、「私と違う感覚の者にさらにコンプライアンスを徹底してもらって、信用を高めてもらうために私はもう社長を交代しました」と。だって、社長というのはオーナー社長であつたら特にだけれども、運営に対して100%と言っていいぐらいの権限を持っています。

そういった契約業務を頻繁に行っているような公共事業を所管している部と、こういう場合はどういう具合にして相手の信頼を担保するんだとか、そこを統一されて、県はどの担当がやっても同じ基準があつたほうがいいと思うんです。場合によっては、代表取締役を交代してくれと。うちとの契約はあなたじゃなくてこの人がやってくれとか、代表者はあなたでもいいが、契約は常務とやって、あなたが100%責任を持てよなということとかをやらないと、5年という時間は長過ぎます。

例えば、運転免許は3年もあれば5年もあるんです。信用できる人は5年くれるけれども、ちょっとお前はなというときは3年しかくれないんです。契約期間も一定——5年ではなくて、運転免許は3か年で慣れてきたからと言うけれども、何に慣れたのか分からないです。だから、そこも本当に3年だったのを5年にしていい根拠があるのかということ、これも県民に説明がつかないような単純に5年間に延ばしただけと

いう。

今言われたように、例えば、県民が納得するような減点がなされたとか。それから、酒類を扱わなくても食を楽しめるとありますが、僕は酒を飲みませんがどこへ行ってもこんなものは食べないということはないです。酒を飲まなくても楽しんでいます。ですので、こんなのが本当に評価対象でいいのかとか。これは物すごく反省材料を持っているし、合理性がないです。

これはもう済んだことだから、それをどうしろとは言わないです。しかし、そこらを総合的にやって、あなたと契約することが県民に対してしっかり説明できますというところで本契約に行かないといけない思うんです。

それから、2社から応募があったとのことですが、結果的には何点と何点だったのでしょうか。これまでのこういった指定管理者の候補者決定のときは、点数表が全て出てきていましたが、今回はそれがありません。トータル点数でもいいですけども、1位と2位がどれくらい離れていたのか。その理由が何だったのかというのを教えてください。

○吉田オールみやざき営業課長 御指摘、御指導ありがとうございます。

まずは、点数についてお答えさせていただきたいと思います。トータルの点数でございますが、交渉相手方となりましたエー・ピーカンパニー社につきましては、係数を掛けているため小数点が出ますが、447.4点。もう一社につきましては、396.8点という結果でございました。

次に、期間についてでございます。確かに我々も指定管理者に倣いまして5年という期間を設定させていただいておりますけれども、ただいまの御指摘を踏まえまして、何年が適当なのか、それにつきましては今後の契約交渉の中で

整理してまいりたいと思っております。

最後に、一番重要なこの会社が課徴金をもらうような事案を引き起こして、契約交渉までの間にきちんと担保を取るべきではないかというような御指摘がございました。その点につきましては、我々も御指摘を重く受け止めまして、エー・ピーカンパニー社にはその旨を伝えて、どのような対策ができるのか、対応策を考えてまいりたいと思っております。

○坂口委員 そこは必ず信頼というものが100%担保できるようにというのは、これはもう最低限の条件だと思うんです。そして、今の点数を聞いてみるとかなり差があるということで、しかも2社ですよ。最初にここありきぐらいの差があったようなところと思うんです。このときは予定者として一旦決めて、交渉する中であんたも駄目だ、再入札だとするのは、かなり至難の業になると思うんです。それよりかは、このときに本当にこの2社が我々が思うような契約相手方としてしっかり点数を取れる企業かなと思ったときに、受付期間を延長するなり、さらに何らかのセールスをやるなりしてでも、5社なり10社なりという参加者を集めて1発で決めるというのが——2発目というのはなかなか難しいし、悪く言えば、お前のところはもう駄目だと、再入札で今回は契約の相手方に値しないとなったら、これは裁判に持ち込まれたら物すごく難しいです。

県の東京のアンテナというわけでしょう。そこに入ってくれる人が、いろいろ問題を起こした人になりそうだなって分かりますよね。だって、減点が7点でしょう。こんだけの50点も差があるところと、そこに7点ぐらいの5人の積み上げ方式でやって、どう見てもひっくり返らないです。しかも、ほとんど7点中の5点ぐら

いの点数を下さっているわけでしょう。これは誰がどう見ても最初にこれありきというぐらいのことが分かったかもしれない。あまりにも減点をしてしまったら、今度は金額も何もほかのことは評価に値しないと、ただ前のことだけで断念されたと。だから、その逆転ができないというのも問題だけれども、逆に、たかをくくっていてもあれぐらいのことは減点でも致命的にはならない、最終的にはうちが残るよというような、こういった減点の在り方、配点の在り方というのも検討を要すると思うんです。これは物すごい難しいと思うんです。

例えば、今回の東京ビルの県産材使用のところの配点が10点云々というのがありました。でも、これもあんまり上げると、せっかく安くでつくってあげようとする価格提案が何も契約に反映してこない。結果的には、県民の税金がたくさん出ていってしまうというところにつながりかねない。だから、減点逆転の積み上げ点の配分というのは物すごい難しいし、それをやるからには、説明すべき説明を審査員全員が共有するぐらい徹底して審査に入らないと。これは入り口でそういう問題を既にクリアできていなかったというような気が物すごく強くなります。

ですから、私個人の意見ですけれども、できるならば、県議会の坂口はあなたのところをまだ信頼していないと。ここで「うん」と言ったら、県民に責任が持てないと。だから、せめて最高責任者は交代できないかというのは交渉の中の一つに入れていただきたいということ。しかし、裁判に持ち込むような交渉になってまで——その裁判を受けるとは言わないけれども、もう後には引けないところに来ているけれども、そこは峠を越さなくてはいけないという物すごい難しい立場に県は今あるということを再度認

識していただいて、責任を持ってコンプライアンスの徹底を担保していただきたい。

あわせて、ちょっと問題があったらその時点で、この5年の契約はすぐに一方的に破棄しても文句ありませんという、その一筆も入れさせることぐらいは必要な案件だと僕は思うんです。
○吉田オールみやざき営業課長 ただいまの御指摘を踏まえまして、今後の交渉に臨んでまいりたいと思っております。

○横山商工観光労働部長 御指摘ありがとうございます。本当に御指摘のとおりでございまして、エー・ピーカンパニー社が過去に課徴金という非常に重い処分を受けたというのは非常に重大なこととございまして、あのときも契約を継続することについては暫定的に契約を継続していくと、しっかりやっていくのかというところを見てまいりますということで、今ここに至っていると考えております。

そういう中で今回の選定という形になっているわけでございますけれども、本当に御指摘のとおり、いろんな方、我々の宮崎県もそうですけれども、全国の方々の信頼を失わないようにすることは非常に大事なことでありますし、それによって宮崎県のブランドが傷つけられるというのは本当に大変なことになりますので、公共三部のお話とかも聞きながら、あとは今御指摘のありました社長のことも含めまして、しっかりエー・ピーカンパニー社と交渉を進めてまいります。そこはしっかり私も責任を持って交渉を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○坂口委員 ぜひよろしく。エー・ピーカンパニー社がどんなふうにされるか分からないけれども、あの建物の中に建物の一部として自分のところの財産を設置していましたよね。ただ、

その財産権を放棄してくれたんです。これは善意として迎えるべきです。あれを放棄してなくて、そして今回、ほかの人がチャンピオンに決まったら、これもまた裁判問題だったと思うんです。だから、そこは向こうの誠意というものは認めてあげたいなというのもあるんです。

それよりも何よりも、全国であんなだと思うんですけれども、あそこの従業員が物すごくあのときに反省して、みんなで乗り切ろうという空気をばんばん感じさせてくれた。ですので、何とかこの人たちに、ここで辛抱したのが将来笑顔で迎えられる日が来たというところまで到達してほしいというのが物すごく強いんです。

そのためには社長がよほどしっかりしないと、そういうものを全て犠牲にするぞということが言いたいんです。それは県にとってもあなたにとっても社員にとっても物すごく不幸で悲しいことだということを、失礼と思われてもいいけれども、彼は胸に手を当ててここでじっくり本当に自分の気持ちとしてそれをやる必要があると僕は思います。

だから、そのところはぜひ強く求めていただきたいと、最終的にはよかったなという日を5年後には迎えられるようにしてほしいなと思います。くどくなりましたけれども、これは部長にも担当課の人たちにもぜひお願いしておきます。

○横山商工観光労働部長 ありがとうございます。財産の放棄の関係につきましてもいろんな御指導をいただきまして、いい形で今整理がついておりまして、本当にそこは感謝をいたしております。

あと、私も10月に上京しまして、実はKONNEへ行きまして、2階のところで昼食を取りました。従業員の対応は非常に丁寧にやってお

りますし、あとはお客さんもいっぱいいらっしゃって、階段で待っている状態がずっと続いておりました。ああいう方たちを見ると、現場の方々というのは本当に一生懸命考えてくれて、いろんな努力もしていただいています。もちろん、コロナの関係でなかなかうまくいかなかった部分もございますけれども、これまでのやり取りの中でも、県産品をいかにたくさん使えるかということも一生懸命考えながらやっておりますし、いかにお客さんにたくさん来てもらえるかということも考えながら工夫とかをやってくれているんです。

そういうところもあって、過去に重大な課徴金という処分を受けたというところをどう担保するのかというのはしっかり交渉させていただき、その確認が取れた上で、その確認が取れば契約という形でやっていきたいと思っております。そこをしっかりと担保した上で、社長のことも含めまして、向こうがちゃんとそこを分かった上で対応するというのであれば前へ進めていくというふうにやっていきたいと思っております。しっかりと対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

○坂口委員 ここがそういったところをびしゃっと改めてくれたら、今の経営環境の中でそろばんをはじかず、使命感で宮崎県を何とかという気で手を挙げてくれたんだったら、これはほかに何十社来てもここがよかったなということで、振り返ればそこにたどり着くようなことになると思うんです。だから、ぜひ、そのところだけを会社側にも経営陣にもしっかりと胸に刻み込んで、契約するなら本当に喜べる日を迎えられるような経営をしていただきたいです。それをまた県も確認して初めて判こを押してほしいと思います。

○日高委員長 よろしくお願ひいたします。関連でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海野経営金融支援室長 先ほどの坂口委員の燃油価格の実際と見込みについての御質問で、想定内であるということでお答えさせていただいたところなんですけれども、ちょっと追加、補足させていただければと思います。

先ほど、燃油価格、高硫黄重油の単価が5万6,000円という計画値で、ほぼその想定内ということなんですけれども、今現在、排ガスの環境規制で、現船では低硫黄重油を使っております。その単価が現在は7万円になっていて、計画値では7万1,000円を見込んでおりましたので、一応、計画の想定内という状況には変わりございませんけれども、今現在は低硫黄重油の7万円というのを使用しているという状況でございます。

○飯塚観光推進課長 先ほど二見委員に御指摘いただきました春季プロスポーツキャンプ受入強化事業のタクシー回数券につきまして、まず、個人タクシーは個人タクシー組合としてタクシー協会に所属しております。個人タクシー組合に所属していない個人タクシーはゼロということでございまして、宮崎県タクシー協会加盟事業者で販売しておりますので、会社、個人、全てのタクシー事業者が取り扱えることになっております。

○二見委員 今回、そのチケットは特別に何かつくってされるんですか。それとも、今までのタクシーチケットをそのまま運用されるのですか。

○飯塚観光推進課長 この事業用につくります。

○日高委員長 その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、請願の審査に移ります。

継続請願第3号、労働者支援の拡充を求める請願について、執行部から何か説明はありますでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 特にございません。

○日高委員長 関連して、委員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時42分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、午後は県土整備部を1時からスタートしたいと思いますので、皆さん、お集まりください。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後0時59分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○西田県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願ひいたします。

説明の前に2点、御礼を申し上げます。失礼

いたしますが、座って説明させていただきます。

まず、10月16日に串間市で開催しました国道448号、藤磯平トンネルの開通式には大変お忙しい中、当委員会から日高委員長に御出席をいただきました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

次に、都城志布志道路についてであります。

先月12日に国土交通省から、直轄区間のうち、事業中である都城インターチェンジから乙房インターチェンジまでの5.7キロメートル区間が令和6年度に開通する見通しであると公表されました。

今年度は乙房インターから横市インターチェンジまでの3キロメートルが開通予定となっております。いよいよ都城志布志道路の全線開通が見えてまいりました。これは県議会の皆様をはじめ、国土交通省や関係者の皆様の御尽力のたまものであり、心から御礼を申し上げます。

今後とも、国や鹿児島県と緊密に連携し、一日も早い全線開通に全力で取り組んでまいります。引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、議案につきましては、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第16号）」外5件でございます。

次に、報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて、最後に、その他報告事項といたしまして、宮崎県住生活基本計画の改定について、御報告させていただきます。

私からの説明は以上でございますが、詳細に

つきましては担当課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○児玉管理課長 管理課であります。

県土整備部の11月補正予算の概要について御説明をいたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費補正の集計表であります。

太線で囲んでおります11月議会申請分の欄が今回の申請額であり、追加と変更（増額）を合わせまして25億1,062万4,000円をお願いしております。

2ページをお開きください。

繰越明許費の追加は合計で7事業の3億6,060万円ですが、主な事業として、上から2番目の県単舗装補修事業では、国道222号の舗装補修工事などを、また5番目の県単橋梁維持事業では、県道日南高岡線の橋梁補修工事などを繰り越すものであります。

3ページを御覧ください。

変更は、合計で9事業、21億5,002万4,000円の増額ですが、主な事業として、一番上の公共道路新設改良事業では、国道219号の道路改良工事などを、また4番目の公共道路維持事業では、国道218号の橋梁補修工事などを繰り越すものであります。

繰越しの主な理由ではありますが、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものであります。

次に、4ページをお開きください。

一般会計の債務負担行為補正の追加であります。

このうち、下から3番目の宮崎県サンビーチ一ツ葉管理運営委託費と、一番下の県立阿波岐原森林公園管理運営委託費につきましては、後

ほど港湾課から御説明いたします指定管理者の指定に係るものであります。

それ以外の事業23億2,800万円につきましては、今年度の支出は伴わずに公共事業を前倒して発注する、いわゆるゼロ県債による債務負担行為の設定であります。

これは昨年度も実施したものであります。次の出水期に向けた防災対策事業などの早期発注や施工時期の平準化を図るために設定するものであります。

次に、5ページを御覧ください。

宮崎県港湾整備事業特別会計の債務負担行為補正の追加であります。

これは宮崎港マリーナ施設管理運営委託費につきまして、指定管理者の指定に係るものであります。

私からの説明は以上であります。

○加行道路建設課長 道路建設課でございます。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

議案第7号「移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の改正」であります。

1の改正の理由であります。本条例は、道路のバリアフリー化を推進するため、特定道路に指定された県道の構造に関する技術的基準を定めたものであります。特定道路以外の県道についても、この基準に適合するように努めることとされております。

今回の条例改正につきましては、令和3年4年1日に、準拠する「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」が名称も含め、一部改正されたことから、本条例の関係規定の改正を行うものであります。

本条例の基準を遵守しなければならない特定道路といたしますのは、9ページの参考資料にイ

メージ図を載せておりますが、駅周辺等において、福祉施設や病院等、多数の高齢者、障がい者等の利用が見込まれる道路について、面的な道路のバリアフリー化を進めていくために国土交通大臣が指定する道路でありまして、下記に示しております歩道の幅員や勾配、高さ等の規定を定めることにより、高齢者、障がい者等が少しでもスムーズに移動できる道路空間としていくものであります。

また、本県におきましては、宮崎駅及び南宮崎駅周辺の国道、県道及び市道が指定されているところであります。

8ページに戻っていただきまして、次に、2の改正の内容であります。

まず、(1)構造基準の適用対象を追加であります。

これまで構造基準の適用対象は、歩道、自転車歩行者道でありましたが、新たに「自転車歩行者専用道路」を追加することとしております。

また、(2)その他所要の改正であります。準拠する省令におきまして、その名称や文言などが改正されたことから、本条例の中の該当する箇所について、所要の改正を行うものとしております。

最後になりますが、3の施行期日は、公布の日としております。

道路建設課は以上であります。

○東道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の10ページをお開きください。

議案第12号「訴えの提起について」内容を御説明いたします。

1の議案の概要ですが、不要となった県有地の処分を進めるに当たり、調査の段階で一部の土地に前所有者の設定した抵当権が残っていることが判明しましたので、抹消登記手続を求め

る訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求めるものであります。

次に、処分する施設、2、郷土美化植物育成苗圃園について御説明いたします。

資料11ページ、上段の位置図を御覧ください。

宮崎市折生迫の黄色で着色している部分に、県土整備部で所管している郷土美化植物育成苗圃園という施設がございます。

当施設は、青島中学校から南に約300メートル、県道内海加江田線（旧国道220号）と現在の国道220号の青島バイパスの間にあり、合計108筆、約2万平方メートルの敷地に倉庫、ビニールハウス等が設置されております。写真の中ほど②番とその一番下の③番の写真が現在の状況であります

当施設は、昭和40年代に沿道修景の植栽等に必要の樹木や花の苗を育成する目的で開設されましたが、平成27年度から地元生産団体などからの苗調達に移行したことに伴い、現在は用途を廃止し、財産処分の手続を進めているところでございます。

下段の拡大図、赤で着色した部分が今回、訴訟により抵当権の抹消手続を進める土地（3筆）になります。

この土地は、県道内海加江田線への出入口の一部及びのり面となっており、施設の利用には必要不可欠な部分であります。

利用されていた当時の状況が右側の一番上、①番の写真になりますが、写真の左側に白く写っているのが苗圃になります。苗圃から日南方面や宮崎方面に出る際、車両の回転場として利用されていたようです。

資料10ページにお戻りください。

3、これまでの経緯になります。

まず、抵当権が大正8年1月27日に設定され、翌28日に登記されておりました。債権者は貸金業を営む青島株式会社で、その後、数回の所有権移転を経て、昭和41年に県が用地買収をしております。

最後に、4の訴訟に至る理由ですが、債権者である青島株式会社は、昭和22年に解散しており、清算人も既に死亡しているため、裁判所を通じた手続が必要となります。

また、土地の処分に当たっては、現所有者である県が責任を持って対応する必要があります。

以上のことから、今回、訴えを提起するものでありまして、5、今後の流れに記載のとおり、議決後は速やかに宮崎地方裁判所へ訴状を提出し、早期の解決を図ることとしております。

道路保全課の説明は以上であります。

○大浦空港・ポートセールス対策監 港湾課であります。

常任委員会資料の12ページをお開きください。

議案第13号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

公の施設の令和4年度からの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

1の施設の概要であります。

当該施設は、港湾課が所管する宮崎港マリナー施設及び宮崎県サンビーチーツ葉、これらを合わせまして、みやざき臨海公園と称しておりますが、このみやざき臨海公園と都市計画課が所管する県立阿波岐原森林公園であります。

現在の指定管理者は、今年度末までの5年間につきまして、一般財団法人みやざき公園協会及びフェニックスリゾート株式会社で構成するマリパークスであります。

2の次期指定管理候補者につきましては、現

在と同じ一般財団法人みやざき公園協会及びフェニックスリゾート株式会社で構成するマリパークスを選定しております。

3の指定期間は、令和4年4月1日から令和9年の3月31日までの5年間であります。

4の選定概要であります。

(1)の公募の状況につきましては、募集期間が7月1日から9月2日までの約2か月間で、申請者は、マリパークスとサンマリンガーデンの2グループでありました。

13ページを御覧ください。

(2)の指定管理候補者の審査方法についてであります。

アの審査の流れでは、表の1列目の審査区分にあるとおり、まず、書類審査として、施設所管課におきまして、申請書類に基づく資格審査を実施し、次に、外部委員のみで構成する指定管理候補者選定委員会において、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行いまして、審査を実施した後、県職員で構成する指定管理候補者選定会議において、選定委員会の審査結果と施設所管課において評価した結果とを照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認しました。

この選定会議の確認後、県において、指定管理候補者を選定したところであります。

なお、選定委員会の委員はアの表に示す外部委員5名の方で、選定会議のメンバーはウの表のとおりであります。

エの選定基準・審査項目・配点につきましては、13ページから14ページにかけて表に示しております。

表の1列目の選定基準として、②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画や、14ページになりますが、④事業計画を着実に実施するた

めの管理運営能力等の5項目を設け、それぞれ配点を定めまして合計で100点になるようにしております。

(3)の審査結果及び選定理由であります。

アの選定委員会における審査結果は、1位が500点中429.5点でマリパークス、イの選定会議における確認結果も、1位が100点中80.5点でマリパークスとなりまして、アの選定委員会の審査結果と相違がないことを確認しました。

ウの選定理由といたしまして、選定委員会の審査及び選定会議での確認の結果、総合的に最も高い得点を得たこと、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、また、施設の利活用促進や利用者増に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いことからマリパークスを選定したものであります。

15ページを御覧ください。

5の指定管理候補者からの提案内容であります。

(1)の指定管理料につきましては、指定期間5年間の合計金額と、各年度の内訳を表にしております。表2列目の5年間合計の提案額は8億4,783万円でありまして、県が示した基準価格8億5,388万5,000円に対して605万5,000円下回っております。

(2)の収支計画には、各年度の収支内訳を表にして示しております。

(3)の県民サービスの向上等につきましては、新たな取組等を中心に記載しております。下線部が新たな部分になりますが、利用案内やイベント情報などにつきまして、SNSや動画配信等により積極的な情報発信を行い、広く情報を得られる環境づくりを行うことや、バーベキュー広場の利用申込みにウェブ予約システム

を導入し、いつでも予約可能とすること。これまで実施してきた「春の一寸葉神話と花めぐり」や「干潟で遊ぼう観察会」等の施設の特性と合わせた各種イベントに「植物勉強会」等を加えること。また、大学生と協働しまして、新たな視点による公園環境の利活用等を企画する「自然deあわき」プロジェクトの展開などが提案されております。

○金子建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の6ページをお開きください。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由についてであります。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され、長期優良住宅の認定基準に「自然災害への配慮」が追加されるほか、認定手続の合理化に関する規定が追加されることから、関係規定及び手数料の改正を行うものであります。

なお、この長期優良住宅認定制度と申しますのは、法律に基づく認定制度で、環境負荷の低減を図り、良質な住宅ストックを将来に継承するための制度で、この認定を受けた場合、長期優良住宅の所有者は、住宅ローン減税の優遇や固定資産税の減額措置など多くのメリットが受けられるものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

(1)の第3条関連といたしまして、452号の3、452号の5及び452号の6に関しまして、法において、区分所有分譲住宅の申請手続についての条項が追加されることから、当該条項を追加する変更を行うものであります。

続いて、(2)別表第2関連といたしまして、452の3から452の6の各項につきまして、以下の①から③の理由で、区分の表記及び手数料の金額の改正を行うものであります。

具体的には、次の7ページの別紙で説明をさせていただきます。

まず、①につきまして、認定基準に「自然災害による被害の防止又は軽減への配慮」が追加されたことによる改正であります。

ページ中ほどの審査内容の変更概要の下、改正後の表を見ていただきますと、一番右に括弧書きで追加と記載した部分になります。

「自然災害による被害の防止又は軽減への配慮」に関する基準が追加され、新たに、県で審査を行うこととなります。

次に、②について、登録住宅性能評価機関と所管行政庁の審査範囲の変更がなされたことによる改正であります。

長期優良住宅の認定申請は、ほとんどの場合、民間の登録住宅性能評価機関で、事前に基準適合についての審査をしていただいております。民間における審査方法としましては、現在2通りありまして、一つは、②のAにありますように「長期優良住宅基準に適合する確認書を添付する場合」で、もう一つが②のBにありますように「住宅性能評価制度に基づく性能評価書を添付する場合」であります。

Aの場合、中ほどの審査内容の変更概要の表を見ていただきますと、現行の表の中央右側の項目にあります「住宅規模と維持管理」の基準を黒丸で示した登録住宅性能評価機関で審査しておりましたが、改正後は、白丸で示す県で審査を行うこととなります。

また、Bの場合、現行の表の中央左側にあります「長期独自基準」の部分で、白丸の県から、改正後は、黒丸の登録住宅性能評価機関に変更となります。

戻っていただきまして、③の手数料算定における人件費単価については、前回改定時の1時

間当たりの単価3,888円が3,758円に変更されたことにより、見直しを行うものであります。

続いて、資料の一番下の「認定に係る費用変更の試算」の表を御覧ください。

今回の改正による長期優良住宅認定に必要な費用の試算を行っております。

民間の登録住宅性能評価機関である一般財団法人宮崎県建築住宅センターが現在公表している資料で試算いたしますと、新築戸建て住宅を長期優良住宅基準適合確認書の交付を受けて県に申請する場合、これまでは県の手数料が7,000円、宮崎県建築住宅センターの手数料が4万6,200円で合計5万3,200円必要であったものが、改正後は、県が1万3,000円、宮崎県建築住宅センターが3万9,600円の合計で5万2,600円となります。

ただし、宮崎県建築住宅センターを含む民間の登録住宅性能評価機関が、改正後の審査手数料をまだ公表しておりませんので、改正後の手数料は上下することが考えられます。

最後に、資料の6ページにお戻りください。

3の施行期日につきましては、法律の施行日である令和4年2月20日から施行する予定としております。

建築住宅課からの説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。それでは、議案等について質疑はございませんでしょうか。

○来住委員 議案第4号についてでありますけれども、この長期優良住宅建築の認定を受ける、いわゆる認定申請は法律で決められていて強制的なものなのか、それとも任意で申請して認定を受けるのか、まずはそこを教えてください。

○金子建築住宅課長 長期優良住宅普及の促進に関する法律に基づいた任意の制度になります。

○来住委員 これは土木事務所がやっていると思うんですが、現に県が扱っているものについては今、年間どのくらいの申請数なのでしょう。それから、金額は分かりますか。

○金子建築住宅課長 金額は控えがありませんけれども、令和2年度は県全体で815件の認定実績があります。

○来住委員 この認定を受けると税金の免税などのメリットがあると言われましたが、もう少し詳しく教えてください。

○金子建築住宅課長 まず、住宅ローン減税の優遇措置がありまして、控除限度額が4,000万円から5,000万円になります。また、登録免許税の減税措置とか不動産取得税の控除措置、固定資産税の減額措置、それからあと地震保険の割引といったもろもろの優遇制度がございます。

○来住委員 具体的にこの手数料の算定の基準というのは、人件費の単価が中心になっていると思うんですね。平成28年度が1時間当たり3,888円、令和3年度になりますと3,758円になっていますが、下がったのはどういう意味なんでしょうか。

○金子建築住宅課長 金融制度の見直しとか、昨今の県職員の年齢が若返ったということで下がったと聞いております。

○来住委員 7ページの一番下に認定に係る費用変更の試算の改正前と改正後が書かれておりまして、県の場合は7,000円を1万3,000円に改正しよう。そして、宮崎県建築住宅センターは逆に下がることになる。合計も当然、少しですけれども下がることになるんですが、センターはもう今からお決めになるんでしょうか。センターの金額はセンター自身がお決めになることでしょうか。県は干渉できないんだろうと思うんですが、それはどう理解すればいいんで

しょうか。

○金子建築住宅課長 これはあくまでも今のセンターの申請料について試算を行ったもので、まだ決定したものではありませんので、これから各登録住宅性能評価機関でこの認定申請料を設定することになるかと思えます。

○来住委員 7ページに審査内容の変更概要というのがあって、現行では、県が携わる白いマークは5つあるんですが、改正後は8つになっています。これは申請を受け付けて、それを認定して出すまでに県が関わる時間が倍ぐらいになると見て、この数字が7,000円から1万3,000円に引き上がったのかなと思うのですが、そこら辺をもう少し分かるように説明してもらえますか。

○金子建築住宅課長 今回の業務につきましては、災害に関する審査の事項が追加されておまして、残りの住宅規模と維持管理につきましては、国が示した審査機関に基づいて業務時間を算定して単価を掛けたものになります。

○来住委員 確認しますが、災害が新たに追加されたのは分かるんですよ。それで、Aの場合とBの場合というのがありまして、改正前はAの場合は、住宅規模と維持管理のところは黒丸ですから評価機関が見るわけでしょう。これが今度は県が見ることになると理解するんでしょう。つまり、今までは県が関わっているのが5つあったのが、今回改正されれば8つになると見ていいんですか。

○金子建築住宅課長 審査する項目は6つになりまして、改正後の表を見ていただきますと、住宅性能評価基準長期独自基準につきましては登録住宅性能評価機関が審査しまして、住宅規模・維持管理・景観・災害につきましては県が行うことになります。

前回は住宅規模・維持管理につきましては、登録住宅性能評価機関が見ておりましたけれども、この部分も県が審査をすることになったという状況でございます。

○日高委員長 議案第4号関連でありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 そのほかで、よろしいですか。

○窪菌委員 10ページの「訴えの提起について」ですが、今回これを売却されるんですかね。あとの利用のめどはないんですか。これはただ抵当権を外すだけの話なんですかね。詳しく教えてください。

○東道路保全課長 この土地につきましては、令和2年3月に県の公有財産調整委員会で処分する方向で決定しておまして、現在その処分するに当たって手続を進めている中で、抵当権が入っているところが確認されております。

今後は、この手続が終了した後に、まずは地元の宮崎市にこの土地の照会をいたしまして、宮崎市で利用の計画がないということであれば一般公募で処理していくこととなります。

○窪菌委員 場所を見ていると、加江田のほうにちょっと入ったところなんですかね。この写真にあるように、まだこの土地はいろんなハウスがあるんですが、これは更地にされるんですか。それとも、このまま売却されるんですか。

○東道路保全課長 現在のところはハウスや倉庫等もありますけれども、現状のままで処理する方向で考えております。

○窪菌委員 今から買手を見つけるというようなことなんでしょうが、このまま園地だとかなり値段も下がるかなという気がしているんですけども、一般の方が買えるのかどうなのか分かりませんが、こういった場合の土地の評価は特

別な何かあるんですか。安くというのはおかしいけれども、例えば学校なんかを市に払い下げの場合は特別な何か——一般よりも若干安く渡しますよといったものがあるんですか。それとも、固定資産の評価基準でいかれるものなんですか。

○東道路保全課長 県有地は基本的には非課税物件ですので、法務局が指定した近傍物件の評価額等で概略を今算定しているところでございます。最終的に処分する形になれば、鑑定評価を取った上で処分していくことになります。

○窪菌委員 その鑑定の基準は、例えば固定資産税の何%といったものはないんですか。ただ、このまま算定基準で売られるものなのか、何かそういう特別なものはないんですか。

○東道路保全課長 特別に定めたものはないと伺っています。

今回、倉庫やビニールハウスなどの工作物が点在しておりますので、売却前にこの不動産鑑定において、この辺はプラスで評価するのか、マイナスで評価するのか、難しいところはございます。ハウスについても現地にしっかりして残っているものもございますし、ありふれたパイプのハウスもございますので、そこら辺については協議をしながらという形で進めていきたいと思っています。

○窪菌委員 では、あくまでも評価は今の基準で売却していきますということになるんですね。

○東道路保全課長 そのとおりでございます。

○来住委員 この予定地の中に白い民地が残っていますよね。これは下のほうに川がありますから急傾斜地になっているのかなと思いますが、これは多分、本来は買収したかったんだろうけれども、買収できなかったんだろうなと思います。これは民地だから、この民地を持っている

人は実際には管理を放棄しているのかなと思うんですけども、今後どうなるのかなとちょっと気になりました。

○東道路保全課長 白いところが2つあるかと思います。左側につきましては、現在も所有者が近傍にいらっしやいまして、当時からこういう売却の話があったけれども、自分のところで使用されるということで売却に応じなかったと。右側の小さいところにつきましては、個人の土地としてあるんですけども、土地の所有者自体がもういらっしやらないといったところで、土地の境界等につきましては現在、宮崎市が国土調査に入っています、その結果を受けて裁判所で不在者財産管理人制度という形を使いまして処理していくと伺っております。

○来住委員 その大きいほうは、いわゆる所有者がいらっしやって現に管理されて、畑で何かを作っていたらっしゃるんですか。

○東道路保全課長 雑種地ですけども、果樹などが植わっております。

○来住委員 この民地の方は、当然出入りはできるんですよ。自分の持っている土地に通じる道路とか何か、そういうのがあるんですか。

○東道路保全課長 地図の黄色の中にちょっと茶色く細く入っているところがあると思いますけれども、これが里道でございます。この里道を使われたり、これまでは、ここの圃場の中を利用されるときもあったと伺っています。

○日高委員長 そのほかでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○伊豆用地対策課長 委員会資料の16ページを

お聞きください。

損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして御報告いたします。

今回の報告は全部で9件ございますけれども、所管が3課に分かれておりますので、それぞれ所管課から説明をさせていただきます。

用地対策課の報告分は表の一番上、ナンバー1の欄の穴ぼこ事故1件でございます。これは道路予定地の管理瑕疵による物件事故でございます。

事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

本件は歩道等設置のために取得をいたしました着工前の道路予定地内で発生した事故でございます。被害者が自宅前の県有地を自動車で行く途中、地面に発生しておりました穴ぼこに落ち込みまして、フロントバンパーを損傷したものでございます。

本件は、被害者に前方不注意の過失がございますので、5割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は10万2,507円となっております。全額、県費から支払っております。

説明は以上でございますが、今後はパトロールを強化するなど再発防止に努めてまいります。

用地対策課の説明は以上であります。

○東道路保全課長 続きまして、道路の管理瑕疵事故につきまして、表のナンバー2番から8番までの7件の物損事故について御説明いたします。

発生日、発生場所等は、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

資料の上から2番目、倒木事故につきましては、道路の上空に伸びていた木が折れて走行中

の車両を直撃し、フロントガラスを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から、被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

3番目の穴ぼこ事故につきましては、車線の右側に発生していた穴ぼこに車両が落ち込み、タイヤを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注意の過失がございますので、4割の過失相殺を行っております。

4番目の穴ぼこ事故につきましては、3番目と同じく、車線の右側に発生していた穴ぼこに車両が落ち込み、タイヤを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注意の過失がございますので、4割の過失相殺を行っております。

5番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上にあった落石に乗り上げ、車両の底を損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注意の過失がございますので、3割の過失相殺を行っております。

6番目の倒木事故につきましては、道路脇に自生していた雑木が突然根元から倒れて走行中の車両を直撃し、フロントバンパー、ライトなどを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から、被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

7番目の倒木事故につきましては、道路上に散乱していた倒木の破片に衝突し、ランプ、バンパー等を損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注意の過失がございますので、4割の過失相殺を行っております。

8番目の枝落下事故につきましては、道路上空に伸びていた枝が落下して走行中の車両を直

撃し、ボンネットなどを損傷したものであります。

本件は、制限速度時速50キロのところ、被害車両は時速69キロで走行しており、被害者に速度超過違反の過失がありますので、1割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は9,960円から29万4,602円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいります。

道路保全課の説明は以上であります。

○大浦空港・ポートセールス対策監 港湾施設の管理瑕疵事故につきまして御報告いたします。

資料の一番下、ナンバー9の欄を御覧ください。

電源ケーブル接触事故であります。

発生日、発生場所は、左に記載のとおりです。

本件は、船で宮崎港水門を通過した際に、垂れ下がっていた電源ケーブルに釣りざおが接触し、穂先を損傷したものであります。

被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は2万8,490円となっております。全額、県費から支払っております。

なお、事故発生日から専決日まで1年以上経過しておりますが、これは相手方が長期入院していたため、交渉が中断したこと等によるものであります。

説明は以上であります。引き続き巡視パトロールを徹底するなど、港湾利用者の安全確保に努めてまいります。

港湾課の説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

た。

報告事項について、質疑はありませんでしょうか。

○二見委員 先ほどの8番の説明で速度超過の話が出たんですけれども、これは何を根拠にそれが分かったんですか。ドライブレコーダーか何かですかね。

○東道路保全課長 おっしゃるとおり、ドライブレコーダーを積んでおまして、落ちた枝というのはそんなに大きくなくて、事故後に現場検証をしたけれども、どれかは分からなかった。本人さんがドライブレコーダーを持って事故を証明されたときにドライブレコーダーに走行速度が載っていたものですから、そこで1割の過失相殺とさせていただきます。

○二見委員 非常にこれは興味深い事例だなと感じたんですよ。というも、ほかの車両事故についても、同様にドライブレコーダーがついていたのかどうかというのは分かりますかね。

○東道路保全課長 今回の残りの案件については、ドライブレコーダーの確認はできておりません。

○二見委員 確認しないでもいいのか。それがついていたかどうかは確認してないんですか。事故処理とかのときにそのドライブレコーダーがついているかどうかというのは大体、分かるのかなと思うんですよね。車両保険とか任意保険をかけていた場合に必要になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、これはついていなかったということなのか、確認しなかったということなのか、そこら辺をもうちょっと詳しく教えてもらえると。

○東道路保全課長 警察から事故証明等も頂いているケースもございますけれども、今、委員がおっしゃる中で、確かに道路管理者として、

こちら側からドライブレコーダーの提供を求め
てはおりません。委員がおっしゃるように、そ
こは大事だと思いますので、今後事故の対策を
検討をする中でそこら辺は勉強していきたいと
思っております。

○二見委員 先ほどの説明の中で、穴ぼこ事故
の話もあって前方不注意を言われて4割の過失
相殺ということがあったんですけれども、1番
目の自宅前のところだったら、その所有者の人
ぐらいしか出入りしないでしょうけれども、道
路上の穴ぼことなると、その人がたまたまそこ
で事故ったから、そこは「穴が空いていて危な
いね」「じゃあ、すぐに補修しましょう」という
話になるかもしれないけれども、それが起こら
ないで前方をちゃんと注意している人たちが
ずっとそれをよけて通っていた場合には、トラッ
プを仕掛けられているようなものでもあるじゃ
ないですか。やっぱりそこら辺のことを考えた
ら、一概にこの事故を起こしてしまった人だけ
が悪いのかなという気がします。

だから、ちょっと僕も整理がついているわけ
じゃないんですけれども、そういったのを考え
ると、どういうふうに考えていけばいいのかと。
そこら辺も今後ドライブレコーダーとかもある
わけだし、定期的に巡回でパトロールもされる
でしょうし、実際にどのくらいの穴だったのか
というのは分かりませんが、僕も走って
いると国道、県道、市道、全部合わせてなんで
すけれども、結構穴が空いていたりするところ
もあるんですよ。だから、こういったところは
早めに補修しないといけないというのもあるわ
けです。

もう何年も前からこういう話をしているわけ
なんですけれども、こういう事故が起こらない
ようにするためにも、やっぱり分かった段階で

早期に対処できるような、きれいにちゃんとす
るだけでなく、少なくとも応急処置的なものは
すぐにできないといけないんじゃないかと思う
んですよね。

今回、穴ぼこがこんなに出てくるなんて思っ
てもいなかったんですけれども、さらにこの倒
木も直接落下してくるなんていうのは非常に運
転者にとっては怖い話です。これは前の委員会
でも言ったように、横の木はきれいに整えたは
ずなのに、既に覆いかぶさっているところとか
もあったりするので、やっぱりこれは管理者と
してのやるべきこととかもちゃんと考えてやら
ないと、こういう事故はなくなるんじゃないか
なと思います。予算の関係もあるのかもしれ
ませんが、そこら辺はそれぞれの所管課にも
またがることだと思うので、しっかり対応をし
てほしいと思うところです。

○東道路保全課長 道路利用者の安全確保、そ
こは大事に考えて今後取り組んでいきたいと
思っています。

あと今年、穴ぼこ倒木事故につきましては
道路パトロールをやっていたところもあります
けれども、6月、8月はちょうどこの時期は梅
雨入りが早いことと、お盆の時期もずっと雨が
重なってしまして応急処置等もやっていたんで
すけれども、その間にとということで、今回の事
故につきましても全て雨の中でした。

現地を見ますと白く水たまりになっていると
いったところもございまして、ある程度は前方
を確認していただければ安全が確認できたかな
と思いますけれども、いずれにせよ道路管理者
として道路利用者の安全確保に努めていかない
といけないと思っています。

○二見委員 これはまた補足というか、追加で
なんですけれども、穴ぼこだけじゃなくて白線

とか中央線とかの話もあるんじゃないですか。やっぱりパトロールの方は基本的には日中に走られると思うんですけれども、雨の時期に濁水とかが水たまりになっていたら、それが穴かどうかも分からなかったりもしますよ。この資料では何時何分だったのかは書いていないわけだから、この事故があったときにどういう条件だったかまでは分かりません。

先日、夜間に雨の中を走っていたら、昼間だったらここは白線、中央線のラインがあったところだなあと分かるようなところも、雨が降っている夜に走ると光が乱反射して全然分からないんですよ。だから、非常に危ないです。だから、ここら辺は管理が大変かもしれないけれども、しっかりしていかないと交通事故も今、高齢者の死亡事故の警報が出ておるけれども、やっぱりそういったところからもしっかり警察も含めて県として対応していかないと。

本当に危険のないようにしっかり取り組んでいってください。これはもうお願いです。

○東道路保全課長 道路管理にしっかり取り組んでまいりますので、今後とも応援よろしくお願ひいたします。

○窪菌委員 安全確保の関連から、道路パトロールの方が各土木事務所にいらっしゃって、その車両が走っていますよね。ああいう人たちが頻繁に見て回っておられるから一番把握していると思うんですけれども、連絡が来たときにどのくらいのスピード感で補修はされているものなんですか。

○東道路保全課長 道路の巡視パトロールにつきましては、路線ごと、交通量によって巡視の頻度が違ってきます。5,000台以上ですと週に5日、1,000台以上ですと週に2日、1,000台未満ですと週に1回となっております、それに加えて道

路管理者で定期的に毎週回っております。

委員がおっしゃった巡視パトロールの報告が上がってきますけれども、まずは走行中に確認できたポットホール等については、資材を車に積んでおりますので、その場で補修していきます。それはあくまでも応急的なところでございますので、抜本的に打ち換えないといけないとか、舗装をもう一回やらないといけないといったところは、またあとで指定機関という形で別途発注しておりますので、そちらで委託をして補修していくことになっていきます。

先ほどお話があったような倒木等についても確認できればということで、その報告は夕方に一回いただいて、また次の日のパトロールの計画とか、そこら辺で反映しておりますので、急がないといけないものについては即対応できる体制は取っているところでございます。

○窪菌委員 落石があったり、それから倒木があったりというのは、安全にそれを取り除くということですが、これとは全く関係ないことなんですけれども、肌寒くなったらタヌキ、イタチ、こういったものが一つの路線で一晩に何匹も死んでいるんですよ。あれなんかも早めに取り除かないと、ああいうのを避けようと思って事故したりする場合もあると思います。

大体、朝方にパトロールされているみたいですが、落石やらも含めてですが、ああいうのも割と早めに取り除くようお願いできかなと思っているところです。

○東道路保全課長 道の相談室という形で御連絡をいただくんですけれども、約半分が死獣処理であります。そういった連絡は24時間入ってきますので、ハンドルを切らないと事故につながるような本当に危ないものとかについては、その連絡を受けましたら各事務所で委託してお

りますパトロール班といますか、そちらで緊急に取り除いていただいているという状況でございます。その辺の道路情報というのも年間で大体、1,400~1,500件が入ってきている状況でございます。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○金子建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の18ページをお開きください。

宮崎県住生活基本計画の改定について御報告いたします。

まず、1の計画改定の背景についてであります。

住生活基本計画は、住生活基本法に位置づけられる法定計画で、全国計画が国民の住生活の安定確保及び向上促進に関する施策について、その基本的な方針や目標等を定めるものとして、平成18年9月に策定されております。

本県の計画は、全国計画に即して平成19年3月に策定しております。それ以降、5年ごとに社会経済情勢の変化と施策の効果に対する評価を踏まえて改定を行っております。

今回、全国計画が令和3年3月に改定されたことを受け、現行の計画を改定するものであります。

次に、2の改定案の概要についてであります。

概要につきましては、次の19ページの別紙で御説明いたします。

資料の左側には、今年3月に改定された全国計画の概要を示しております。

全国計画におきましては、人口減少・少子高齢化社会の到来や自然災害の頻発・激甚化などの社会環境の変化、新型コロナウイルス感染症

の拡大に伴い、新たな日常への対応が求められる中、「社会環境の変化からの視点」、「居住者・コミュニティからの視点」、そして「住宅ストック・産業からの視点」という3つの新たな視点と8つの目標が定められております。

続いて、資料の右側を御覧ください。

この国の改定を受けて、県では全国計画に即し、その新たな3つの視点で7つの目標を定めることとし、それぞれの目標を達成するため、計画の改定内容の検討を行っております。

例えば、目標1の多様な居住ニーズをかなえる環境の実現におきましては、空き家等の既存住宅を活用し、移住や二地域居住の推進を図ることとしております。

目標2の災害への備えでは、(2)の災害に強い住まい・まちづくりを推進するため、住宅の耐震診断・耐震改修の促進をさらに図っていくこととしております。

目標3の多様な世代が住みやすい住まい・まちづくりでは、(4)の高齢者等が安心して暮らすことができる住生活の実現を図るため、断熱性能を備えた住宅の促進を図っていくこととしております。

目標4の住宅セーフネットの充実においては、(8)の民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者への適切な対応を図るため、市町村における居住支援協議会設立の支援を行っていくこととしております。

目標5の適正な住宅管理と良質なストックの形成では、優良な住宅ストックの形成を図るため、省エネ住宅の普及に努めていくこととしております。

その他、目標6で地域住宅産業の成長支援、目標7で連携・協働による推進といった目標を掲げ、関連施策を推進していくこととしており

ます。

資料の18ページにお戻りください。

3のこれまでの取組についてであります。

令和3年3月に学識経験者や関係団体等の有識者9名で構成する住宅政策懇談会を設置し、第1回の懇談会を開催しております。

以降、11月までの合計4回の懇談会において、各委員から、当計画の改定に関し、様々な御意見を伺いながら検討を行ってきたところであります。

最後に、4の今後の改定スケジュールについてであります。

今月中にパブリックコメントを実施し、来年1月には、本計画の中で定める公営住宅供給目標量について国との協議を行い、2月に第5回の懇談会を開催した後、3月に国土交通大臣の同意を経て、計画の改定、公表を行う予定としております。

建築住宅課からの説明は以上です。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項に関して質疑はございませんでしょうか。

○二見委員 一点だけ教えてください。この新しい宮崎の計画の中で、目標1の空き家対策で二地域居住等の推進っておりますよね。イメージは何となくできるんですけども、実際は具体的にどれぐらい二地域——空き家のいろいろな活用方法とか今、いろんなやり方をされていると思うんですけども、どれだけ稼働していれば二地域居住というのか、もうちょっと具体的なイメージを教えてください。

ちょっと想像ができないというか、都市部と田舎で居住地域を2つ持って行き来できるようなことなんだろうと思うんですけども、持っ

ているだけで実際に来なければ意味がないわけだし、そこら辺をどのように推進していくということなのかなど。

○金子建築住宅課長 二地域居住と申しますと、別荘とかを持って移動するようなイメージかと思えますけれども、本県の状況でありましたら、今般は空き家等が増えておりますので、その空き家等を利用したIターン・Jターン・Uターンといった方のお住まいとか、移住したいという方の仮住まいとか、そういった居住等、多様な居住を推進していきたいと考えております。

○二見委員 正直、具体的なものがないということかなと。そもそも今、別荘と言われたけれども、実際には別荘地が大変じゃないですか。それをだから、空き家を別荘のようにするといったって、そんな簡単にいくものじゃないと思うんですよね。空き家対策をせないかんという、その言わんとすることは分かるんです。分かるんですけども、推進するということは、それを進めるわけだから、それだけの手法がないとできないと思うんですよね。

実際に、どうやって宮崎県の空き家をアピールして都会の人たちに使ってもらえるのか。使ってもらえるためには、先ほど言われたように、例えば移住のためにお試しで住んでもらうとかいうのであれば、同じ人がずっと住み続けるだけじゃなくて、一定期間でローテーションをしていくような活用をしていくことを推進しますということだったら分かるんですけども、今の話だと、この段階ではまだそういったところまで具体的に見通しが立っていないということなんですかね。それとも、もうちょっとこういうことを進めるんだという何か、そういう方針があるのか、そこら辺ですよね。

○金子建築住宅課長 委員の御指摘のとおり、

まだあまり具体的なところはございませんので、これからパブコメをするなり、懇談会を予定しておりますので、その中でこういった提案をいただいたということで、具体的な施策について何か上げられるものがあるかどうか検討してまいりたいと思います。

○二見委員 恐らく地域ごとによって要望してくることは違うと思うんですよ。だから、県としてはそれに多様的に対応していく方針なのか、モデル事業的なものを幾つかやってみて、これでやっていくという方針なのかを今後しっかり検討してやっていただければと思っています。

○日高委員長 関連でございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは以上をもって、県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時13分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日、行いたいと思います。

開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後2時13分散会

令和3年12月8日(水曜日)

午後1時1分再開

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		濱砂守
委員		二見康之
委員		窪菌辰也
委員		来住一人
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田部幸信
議事課主任主事	牛ノ濱晋也

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。採決につきましては、議案等ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第7号、議案第12号、議案第13号及び議案第20号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第7号、議案第12号、議案第13号及び議案第20号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第3号「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願につきましては、請願者において、取下げ申出書が提出されました。取下げの申出を了承することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、取下げを承認することといたします。

続きまして、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんでしょうか。

暫時休憩をいたします。

午後1時2分休憩

午後1時5分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、先ほど皆様の御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りをいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月20日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時6分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

1月20日の閉会中の委員会につきましては、執行部からの報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんでしょうか。

○二見委員 今、比較的コロナの感染状況も収まってはいるわけなんですけれども、これまで2年間近いこの新型コロナウイルスの影響によって、観光業や飲食業など多くの事業者がかなりの影響を受けている現状は皆さん御案内のとおりです。宮崎県は特に地方ですから地域経済の回復を図っていくためには継続的、さらに集中的に支援を行っていくことが重要であると思うので、今回、今議会を機に国に対して経済対策の拡充を求める意見書を当委員会から提出してはいかがかなと思います。

また、さらに今回、取下げの申出がありました。この請願についても、これまでずっと継続で調査してきておりました。その請願の趣旨については非常に納得する部分がありますので、この趣旨を含めての意見書という形で提出ということはできないかなと思うところなんですけれども、皆様方の御意見等もいただきたいと思います。

○日高委員長 ただいま二見委員から、意見書の発議について提案がありました。

ここに意見書案がございますので、配付させていただきます。皆さんからの御意見をいただきたいと思います。

皆さん御存じのとおり、委員会発議として意見書案を提出するためには、全会一致での決定が必要となります。意見書案について、何か御異議はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時14分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

この意見書を当委員会の発議とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議がありませんので、そのように決定をさせていただきたいと思います。

その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時14分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 日 高 陽 一